

在宅訪問診療のご案内

「在宅療養」を行う患者さんご家族の皆様へ



いまいホームケアクリニックは、在宅療養支援診療所として医師が24時間体制で対応しながら、患者様ご家族様が安心して、住み慣れたご自宅や施設でお過ごしいただけるように支援するクリニックです。

1. 在宅療養支援診療所「いまいホームケアクリニック」の紹介

■診療科目 在宅診療

(月に2回診察をしている方に対して、24時間365日の緊急連絡体制を敷いています)

■診療日時 月、火、水、木、金 9:00-17:00

■訪問範囲 中央区、西区、手稲区(一部)、北区(一部)

*対応地域詳細につきましては、お電話でお問い合わせください。

■住所 札幌市中央区宮の森3条1丁目1-38

■連絡先 代表: TEL. 011-215-8098 FAX. 011-215-8099 連携室: TEL. 011-215-8330

■医師	院長	今井 浩平			
	副院長	今井 奈保美	副院長	川端 大史	
	医師	森 尚子	医師	滝川 春奈	
	医師	栗屋 牧子	医師	小杉 陽祐	
	医師	針生 寛之	医師	山崎 亮	
	医師	山田 亜希子(皮膚科)			

*緊急時等訪問医師が変更になる事がありますが、治療内容・方針の共有のため、毎朝全職員で打ち合わせを行っています。

2. 在宅訪問診療の内容

当院では、在宅での訪問診療を行っております。訪問診療は、具合が悪くなったときにだけ来てもらう通常の往診とは違い、通院が困難な方や退院後のケアが必要な方のご自宅に医師が訪問し、定期的かつ計画的な医療サービスを提供するものです。

★.当院の訪問診療では次のような医療をお受け頂くことができます

定期的な医師による診療(血圧測定・処方箋発行)
 尿検査・血液検査・在宅酸素管理・留置カテーテル管理
 点滴・注射・人工呼吸器管理・診断書等各種書類の作成・痛みなどの苦痛緩和

自宅でのお看取りを含め、最期まで対応することができます

3. 当院の訪問診療費用について

訪問診療は健康保険適応です。健康保険の自己負担が費用としてかかります。

*介護保険の要介護認定を受けている方は、居宅療養管理指導料が別途かかります。

●●居宅療養管理指導の内容●●

要支援・要介護状態にある利用者が居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者・ケアマネージャーに居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者及び家族の方に療養上の管理・指導・助言を行います。

費用に関しては、①診察に関する費用（在宅患者訪問診察料 基本月 2 回）と②医学管理と投薬に関する費用（在宅時医学総合管理料）が基本になり、③その他の費用（注射、検査等を行った場合の費用）との合計が月に負担いただく費用になります。

（医師の判断により月 1 回の診療とさせて頂く場合がございます。その際は改めて料金のご説明を致しますのでご了承ください。）

基本項目

① 在宅時訪問診察料 888 点/回

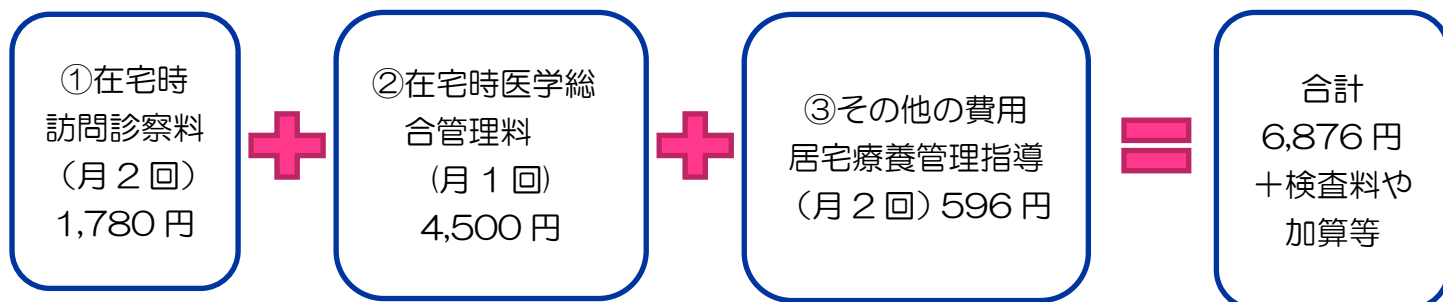
②在宅時医学総合管理料 4500 点/月

※要介護2以上、認知症自立度Ⅱb以上、訪問看護4/月以上、たんの吸引等ある方等
⇒ +150点（包括的支援加算）2018/4～

その他

- ・注射、処置、検査、画像診断に係る費用
- ・在宅療養（在宅酸素療法や在宅自己注射等）に係る管理指導料、材料の費用加算
- ・介護保険による居宅療養管理指導(298 単位/回)

★定期的な月額負担の例（1割負担の場合）



※初回診療につきましては、初診料(368 点)+往診料(720 点)=1,088 点別途かかります。

※病院退院時のカンファレンスを行った場合はその日にちで「退院時共同指導料 1（在宅療養支援診療所）」として 1,500 点～状態により 1,700 点かかります。

※ご自宅・施設等お住まいの場所やその形態により、利用料金が変わる場合があります。予めご了承下さい。

★ 在宅がん医療総合診療料

がんの方で、1週間に訪問診療と訪問看護がそれぞれ1回以上あり、かつ、日曜日を起算とし合わせて4日以上行われた場合は、定額の医療費を1週間単位（訪問が無い日も含め）で算定いたします。

1日あたり（院外処方）・・・・・・・・・・1,800点

※1か月（30日）の合計金額目安・・・・・・・・54,000～60,000円(1割負担の場合)

★ 高額療養費制度

自己負担限度額は、それぞれ個人の年齢、世帯、所得状況に応じ、高額療養費の支給額は、1か月に医療機関に支払った自己負担額から自己負担限度額を差し引いて決まります。複数医療機関にかかった場合は「21,000円」を超えた分が合算の対象になります。

70歳未満の方 医療費の自己負担限度額（1か月あたり） 平成27年1月診療分から

対象者	自己負担限度額（月額）	多数該当
①区分ア （標準報酬月額83万円以上の方）	252,600円 + (総医療費 - 842,200円) × 1%	140,100円
②区分イ （標準報酬月額53万～79万円の方）	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
③区分ウ （標準報酬月額28万～50万円の方）	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
④区分エ （標準報酬月額26万円以下の方）	57,600円	44,400円
⑤区分オ（低所得者） （被保険者が市区町村税の非課税対象者等）	35,400円	24,600円

* 「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。総医療費とは保険適応される診療費用の総額(10割)です。

* 療養を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適応認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合には、4か月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

70歳以上の方 医療費の自己負担限度額（1か月あたり）※2018年8月~

対象者		自己負担限度額（月額）		多数該当
		世帯単位（入院・外来）	個人単位（外来のみ）	
現役並み 所得者	現役Ⅲ	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円
	現役Ⅱ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円
	現役Ⅰ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円
一般		57,600円	-	44,400円
		-	18,000円(年間上限 144,000円)	-
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	24,600円	8,000円	-
	区分Ⅰ	15,000円		-

※重度心身障がい者医療費助成対象の方は、課税世帯の方で1医療機関 3,000円が上限かつ合算して18,000円が上限となり、非課税世帯の方は初診料のみの負担になります。

※特定疾患医療受給者証をお持ちの方は、医師の判断に応じて主病名により利用できます。その際は保険証記載の上限金額までの請求となります。薬局等により上限金額に達した際には当院からの請求はありません。

計算する上での注意点

病院、診療所ごとに計算	複数の病院、診療所で診察を受けた場合は、それぞれ別に計算
医科、歯科は別計算	同一病院で医科、歯科両方を利用した場合、別に計算
入院、外来は別計算	入院と外来は別計算
処方箋による調剤	処方箋により薬局で調剤を受けた場合、支払った金額は処方箋を発行した病院での医療費として計算

★訪問診療のお支払いについて

毎月末日に1か月分の訪問診療料をまとめ、翌月中旬に請求書を郵送させていただきます。
お支払い方法は、銀行の口座振替になります。申請後 2 か月間は、銀行振込をお願いします。
引き落とし日は、毎月27日です。

（銀行振り込みの際にかかる手数料につきましては、患者様のご負担となりますので、ご了承ください。）



★ 個人情報の取扱いについて

いまいホームケアクリニックをご利用になる方々の個人情報につきまして、「個人情報保護に関する法令」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、個人の人格尊重の理念の下に下記の通り個人情報の保護を行うことを宣言します。

1. 当クリニックは、個人情報の保護のために「個人情報取扱い規則」を定め、責任体制を明確にするとともに、保管・管理の措置を講じます。
2. 当クリニックは、適法に個人情報の入手を行い、その利用目的については別途規定を定めるとともに、個人情報の利用は、利用目的に沿った範囲内において、業務上必要な範囲に限り行います。
3. 当クリニックでは、ご本人の同意なく第三者への個人情報の提供・開示を行いません。但し、他の機関との連携利用で示した範囲及び、法令により情報開示が求められた場合には、法律及びガイドラインに沿って提供を行う場合があります。
4. 当クリニックは、この宣言を当クリニックの従業員並びにその他関係者に周知徹底し、実行してまいります。

個人情報の利用目的と範囲

- ・ ご家族への病状説明において
- ・ 医療・介護サービスの提供及び保険請求事務において
- ・ 法令に基づく関係官庁・関係行政機関に対して提出文書、報告書等、実地指導等
- ・ 当クリニックが行う管理運営業務の遂行
- ・ 他の機関との連携及び外部意見交換
- ・ 検体検査の外部委託を行う際

《併設事業所》

あおぞら訪問看護ステーション (事業者番号：0160190419)

所長：久保 TEL：615-0555 FAX：615-0556

※訪問リハビリ (PT・OT) もおり、対応しています。

あおぞら居宅介護支援事業所 (事業者番号 0170103626)

管理者：白井 TEL：215-8210 FAX：615-0556